

平成29年5月22日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第19号 老上中学校大規模改造工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第20号 松原中学校大規模改造工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第21号 草津市文化振興条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第22号 草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案
- 議第23号 草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第24号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて



議第19号

老上中学校大規模改造工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るに  
つき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年5月22日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

老上中学校大規模改造工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し  
出るにつき議決を求めることについて

老上中学校大規模改造工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定  
に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

# 老上中学校大規模改造工事概要書

- 1 契約の目的 老上中学校大規模改造工事（建築）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 217,336,284円
- 4 契約の相手方 草津市岡本町17-1  
株式会社 大同 代表取締役 辻 由夫

工事場所 : 草津市矢橋町

工事期間 : 契約日 から 平成 29 年 10 月 31 日 まで

対象範囲 : 特別教室棟(約 2,813 m<sup>2</sup>)、受水槽、外構

各階 … 屋外階段、廊下、教具室

1 階 … 調理室、金工室、美術室、木工室、各準備室

2 階 … 第一・第二理科室、準備室、  
3年更衣室、PTA室、用具室、教育相談室

3 階 … 図書室、被服室、各準備室、  
視聴覚室、第2多目的室、生徒会室、ほっとルーム

4 階 … 多目的室、CPU室、第一・第二音楽室、各準備室

工事内容 : 1. 外壁改修（クラック・欠損部補修、仕上吹付材改修）

2. 内装改修（天井、壁、床、建具、学校間仕切、造作家具等）

その他 : 本工事と別途、電気設備工事、機械設備工事の発注を予定しています。

議第20号

松原中学校大規模改造工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るに  
つき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年5月22日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

松原中学校大規模改造工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し  
出るにつき議決を求めることについて

松原中学校大規模改造工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定  
に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし



# 松原中学校大規模改造工事概要書

- 1 契約の目的 松原中学校大規模改造工事（建築）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 141,869,232円
- 4 契約の相手方 草津市志那町733番地5  
ゆうあい建設株式会社 代表取締役 中瀬 誠

工事場所 : 草津市下笠町

工事期間 : 契約日 から 平成 29 年 10 月 30 日 まで

対象範囲 : 特別教室棟(約 1,416 m<sup>2</sup>)、普通教室棟(約 350 m<sup>2</sup>)

共通	… 屋外階段、屋内階段、廊下 ( 特別教室棟 )	( 普通教室棟 )
1 階	… 第一・第二理科室、理科準備室 調理室、調理準備室、便所	/ ピロティ、渡り廊下
2 階	… 第一・第二美術室、美術準備室 被服室、被服準備室、便所	/ 普通教室 (1 室)
3 階	… 図書室	/ 普通教室 (1 室)
4 階	… -	/ 普通教室 (1 室)

工事内容 : 1. 外壁改修 ( クラック・欠損部補修、仕上吹付材改修 )  
2. 内部改修 ( 天井、壁、床、建具、学校間仕切、造作家具等 )

その他 : 本工事と別途、電気設備工事、機械設備工事の発注を予定しています。

議第21号

草津市文化振興条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めること  
について

上記の議案を提出する。

平成29年5月22日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市文化振興条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求め  
ることについて

草津市文化振興条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及  
び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会  
の議決を求める。

記

意見 特になし

## 草津市文化振興条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第5条）

#### 第2章 文化振興計画（第6条）

#### 第3章 基本施策（第7条—第16条）

#### 第4章 雑則（第17条）

#### 付則

草津市は、東海道と中山道が合流、分岐する唯一の宿場町として発展し、ひと、もの、情報が行き交い交流する街道文化が育まれるとともに、先人たちの営みによって、豊かな有形・無形の文化財および琵琶湖や田園などの清らかで美しい景観が、保存、継承されてきました。今日においても、街道文化は人々の生活の中に脈々と受け継がれ、様々な出会いと交流が生み出されることにより、多様な文化や価値観を許容する寛容性の高い社会が形成され、協働による住みよいまちづくりがすすめられています。

文化は、人と人を結び、相互理解を深める営みであるとともに、人の生活を鮮やかに彩り、豊かな人間性を涵養する重要な資源であり、地域で育まれる文化は、その土地の人々の拠り所でもあります。

私たちは、個性豊かで活力にあふれる地域社会を創造するため、文化活動を行う市民の自主性と創造性を尊重し、誰もが等しく文化に親しめる環境を整え、さらには、文化の力によって都市の魅力を高めることに取り組みます。

そして、草津市の未来を担う子どもたちの豊かな心を育むとともに、誰もが誇りをもって、この先も住み続けたいと思えるまちを築くため、これまで培われてきた文化を市民共有の財産として大切に引き継ぎ、出会いと交流に満ちた、草津市の文化を創造し発展させることを決意し、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、文化振興に関する基本理念を定め、市民および市の役割を明らかにするとともに、文化振興に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、個性豊かで活力にあふれる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文学、音楽、美術、写真、書、演劇、舞踊、デザイン、メディア芸術（映画、漫画、アニメーションおよび電子機器等を利用したものをいう。）その他の芸術、伝統芸能および芸能（伝統芸能を除く。）、文化財、衣食住に関わる生活文化、地域固有の伝統工芸をいう。

(2) 文化活動 文化を創造し、学び、発信し、継承し、および享受する活動ならびにこれらを支える活動をいう。

(3) 市民 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第2条に規定する市民をいう。

（基本理念）

第3条 文化振興に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として取り組むこととする。

(1) 文化活動を行う者の自主性および創造性を尊重すること。

(2) 市民が等しく文化に触れることができる機会の充実を図ること。

(3) 文化の創造および発展を促進し、都市の魅力を高めること。

（市民の役割）

第4条 市民は、一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことで、草津市の文化振興に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、地域で実践されている多様な文化活動を理解し、および尊重し、ならびに交流を深めるよう努めるものとする。

（市の役割）

第5条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の実施に当たっては、市民の意見を反映するよう努めるものとする。

## 第2章 文化振興計画

（文化振興計画の策定）

第6条 市は、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化振興計画を策定するものとする。

2 前項の規定による文化振興計画の策定に当たっては、草津市文化振興審議会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、文化振興計画の変更および評価について準用する。

## 第3章 基本施策

（協働による文化活動の推進）

第7条 市は、市民と市の役割が効果的に発揮できるよう市民との協働（草津市協働のまちづくり条例（平成26年草津市条例第2号）第2条に規定する協働をいう。）による文化活動の推進に取り組むものとする。

（文化施設の活用および充実）

第8条 市は、文化施設が様々な文化活動の場であるとともに、市民が集い、地域コミュニティを形成する重要な施設であることを踏まえ、施設の機能が十分に発揮されるよう、施設の活用および充実に取り組むものとする。

（情報の収集および発信の充実）

第9条 市は、市民が文化活動に関する情報を十分に享受できるよう、情報の収集および発信に取り組むものとする。

2 市は、草津市の魅力を市内外に伝えるため、草津市の文化に関する情報を積極的に発信するよう取り組むものとする。

3 市は、効果的に情報発信が行えるよう、その時代に適合した多様な媒体の活用に取り組むものとする。

(文化活動を担う人材の育成および活用)

第10条 市は、文化活動を担う人材を育成し、活用するとともに、その活躍の場を広げるための環境の整備に取り組むものとする。

(子どもおよび若者の文化活動の充実)

第11条 市は、子どもおよび若者の豊かな感性と郷土愛を育むため、子どもおよび若者が文化に親しめる機会の充実に取り組むものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第12条 市は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するため、これらの者の自主的な文化活動を支援するとともに、参加しやすい環境の整備に取り組むものとする。

(学校等における文化活動の充実)

第13条 市は、学校等における文化活動の充実に図るため、文化に関する体験学習および優れた文化に触れる機会の充実に取り組むものとする。

(文化によるまちづくりの推進)

第14条 市は、教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境等の分野において、文化を活用することで、課題解決および地域の活性化に結び付け、魅力あるまちづくりの推進に取り組むものとする。

(文化を通じた出会いおよび交流の創出)

第15条 市は、文化の創造および発展を促進するため、世代および地域を超えた市民ならびに分野を超えた文化の出会いおよび交流の創出に取り組むものとする。

(文化的資産の継承および活用)

第16条 市は、先人たちの営みによって創造され、および保存されてきた有形および無形の文化財、景観等の文化的資産を次世代に継承するとともに、それらの魅力および価値を高めるための活用に取り組むものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 草津市附属機関設置条例（平成25年草津第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2 草津市文化振興審議会の項中「（仮称）草津市文化振興条例案に規定すべき事項ならびに」を削る。

議第 2 2 号

草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 5 月 2 2 日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正



草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（主幹教諭等）

第10条の2 小学校および中学校に、主幹教諭および栄養教諭を置くことができる。

2 主幹教諭は、校長および教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、ならびに児童生徒の教育をつかさどる。

3 栄養教諭は、児童生徒の栄養の指導および管理をつかさどる。

第15条の2第3項中「当該学校の」の右に「主幹教諭（養護または栄養の指導および管理をつかさどる主幹教諭を除く。）または」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後（案）	改正前（現行）
<p>第1条～第10条（略）  <u>（主幹教諭等）</u></p> <p>第10条の2 <u>小学校および中学校に、主幹教諭および栄養教諭を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>主幹教諭は、校長および教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、ならびに児童生徒の教育をつかさどる。</u></p> <p>3 <u>栄養教諭は、児童生徒の栄養の指導および管理をつかさどる。</u></p> <p>第11条～第15条（略）            （司書教諭）</p> <p>第15条の2 学校に司書教諭を置くものとする。</p> <p>2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。</p> <p>3 校長は、司書教諭を当該学校の<u>主幹教諭（養護または栄養の指導および管理をつかさどる主幹教諭を除く。）</u>または教諭で司書教諭の講習を修了したもののうちから定め、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>第11条～第29条（略）  <u>付 則</u>  <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>第11条～第15条（略）            （司書教諭）</p> <p>第15条の2 学校に司書教諭を置くものとする。</p> <p>2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。</p> <p>3 校長は、司書教諭を当該学校の教諭で司書教諭の講習を修了したもののうちから定め、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>第11条～第29条（略）</p>

議第23号

草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年5月22日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市文化振興審議会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	任期	備考
学識経験を有する者	木下 達文	平成29年5月29日から 平成31年5月28日まで	京都橘大学
関係する団体から選出された者	伊庭 靖二	委嘱の日から 平成30年8月22日まで	草津市教科等部会 別研修図工・美術部会
関係する団体から選出された者	田端 一恵	平成29年5月29日から 平成31年5月28日まで	社会福祉法人グロー
関係する団体から選出された者	津屋 芙未	平成29年5月29日から 平成31年5月28日まで	滋賀次世代文化芸術センター
関係する団体から選出された者	中村 徹	平成29年5月29日から 平成31年5月28日まで	草津市21世紀文化芸術推進協議会
公募市民	麻植 美弥子	平成29年5月29日から 平成31年5月28日まで	公募市民

○草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市文化振興審議会	（仮称）草津市文化振興条例案に規定すべき事項ならびに文化振興に関する計画の策定および推進その他の文化振興に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

○草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市文化振興審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 生涯学習課



議第24号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めること  
について。

上記の議案を提出する。

平成29年5月22日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求  
めることについて

次の者を、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱および任命することにつき、草  
津市立教育研究所規則(昭和55年草津市教育委員会規則第3号)第7条の規定により、  
本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	友草 司	立命館大学スポーツ健康科学部准教授
校長会の代表	太田 光則	高穂中学校長
園長・所長会の代表	築山 えり子	常盤幼稚園長
教頭会の代表	神戸 邦仁	志津小学校教頭
小中学校教員の代表	木村 みさ子	志津南小学校教諭
市社会教育委員の代表	西川 伸子	社会教育委員
市PTA連絡協議会の代表	都出 砂織	草津市PTA連絡協議会本部役員
市同和教育推進協議会の代表	高木 洋司	草津市同和教育推進協議会会長
公募による市民	鶴田 真理子	
	駒村 英司	

任期：平成29年6月1日から平成30年5月31日まで



○草津市立教育研究所規則（抄）

（草津市立教育研究所運営委員会）

第7条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 校長会の代表
- (3) 園長・所長会の代表
- (4) 教頭会の代表
- (5) 小中学校教員の代表
- (6) 市社会教育委員の代表
- (7) 市PTA連絡協議会の代表
- (8) 市同和教育推進協議会の代表
- (9) 公募による市民

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。

10 運営委員会の庶務は、教育研究所において処理する。

11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

平成29年5月22日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

草津市文化振興条例（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

# 草津市文化振興条例（案）に関するパブリックコメントの実施結果

▼意見募集期間：

平成29年3月1日（水）～平成29年3月31日（金）

▼意見提出者数：

1人（うち直接提出0件、郵送0件、ファックス0件、Eメール1件）

▼提出された意見の件数：

1件

▼提出された意見と回答：

別紙のとおり

問合せ先：

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 草津市教育委員会事務局 生涯学習課（市役所6階）

TEL：(077)561-2428 Fax：(077)561-2488 E-mail：shogaku@city.kusatsu.lg.jp

▼提出された意見と回答

No.	意見（要旨）	回答
1	<p>〔第8条関係〕 文化施設の活用および充実について、逐条解説では、文化施設として草津アマカホールおよび草津クレアホールを限定して挙げているが、このことにより、将来的な文化施設の充実を妨げることを懸念する。</p>	<p>逐条解説は、本パブリックコメントの対象外であるため、いただいた意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

# 草津市文化振興条例（案）の概要

## 条例制定の趣旨／背景

草津市は、東海道と中山道が合流、分岐する唯一の宿場町として発展し、ひと、もの、情報が行き交い交流する街道文化が育まれるとともに、先人たちの営みによって、豊かな有形・無形の文化財および琵琶湖や田園などの清らかで美しい景観が、保存、継承されてきました。今日においても、街道文化は人々の生活の中に脈々と受け継がれ、様々な出会いと交流が生み出されることにより、多様な文化や価値観を許容する寛容性の高い社会が形成され、協働による住みよいまちづくりがすすめられています。

文化は、人と人を結び、相互理解を深める営みであるとともに、人の生活を鮮やかに彩り、豊かな人間性を涵養する重要な資源であり、地域で

育まれる文化は、その土地の人々の拠り所でもあります。

私たちは、個性豊かで活力にあふれる地域社会を創造するため、文化活動を行う市民の自主性と創造性を尊重し、誰もが等しく文化に親しめる環境を整え、さらには、文化の力によって都市の魅力を高めることに取り組みます。

そして、草津市の未来を担う子どもたちの豊かな心を育むとともに、誰もが誇りをもって、この先も住み続けたいと思えるまちを築くため、これまで培われてきた文化を市民共有の財産として大切に引き継ぎ、出会いと交流に満ちた、草津市の文化を創造し発展させることを決意し、この条例を制定します。

## 条例制定の目的（第1条関係）

文化振興に関する基本理念を定め、市民および市の役割を明らかにするとともに、文化振興に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、個性豊かで活力にあふれる地域社会の創造に寄与することを目的とする

## 基本理念（第3条関係）



以下の基本理念に基づき、文化振興に取り組みます

- 1 文化活動を行う者の自主性および創造性を尊重する
- 2 市民が等しく文化に触れることができる機会の充実を図る
- 3 文化の創造および発展を促進し、都市の魅力を高める

## 各主体の役割（第4条・第5条関係）

市民

- ① 一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことで、草津市の文化振興に寄与するよう努める
- ② 地域で実践されている多様な文化活動を理解、尊重し、交流を深めるよう努める

市

- ① 基本理念に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施する
- ② 文化振興施策の実施に当たっては、市民の意見を反映するよう努める

## 基本施策（第7条～第16条関係）



### 協働による文化活動の推進

市民と市の協働による文化活動の推進



### 文化施設の活用および充実

施設の機能を十分に発揮するための施設の活用、充実



### 情報の収集および発信の充実

・文化活動に関する情報の収集、発信  
・時代に適合した多様な媒体の活用等



### 文化活動を担う人材の育成および活用

・文化活動を担う人材の育成、活用  
・活躍の場を広げる環境整備



### 子どもおよび若者の文化活動の充実

文化に親しめる機会の充実



### 高齢者、障害者等の文化活動の充実

文化活動の支援、環境整備



### 学校等における文化活動の充実

・文化に関する体験学習の充実  
・優れた文化に触れる機会の充実



### 文化によるまちづくりの推進

文化を活用した課題解決や地域の活性化



### 文化を通じた出会いおよび交流の創出

・市民間の出会いと交流の創出  
・異文化の出会いと交流の創出



### 文化的資産の継承および活用

・文化的資産の次世代への継承  
・魅力、価値を高める活用